



平成29年7月18日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成28年(ハ)第12696号 貸金請求事件

口頭弁論終結日 平成29年6月20日

判 決

福岡市博多区空港前二丁目3番7号

原 告 N I S S I N 株 式 会 社

同代表者代表取締役 大 山 成 富

同 訴 訟 代 理 人 安 部 剛

大分県

被 告

同訴訟代理人弁護士 巨 瀬 慧 人

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、265万2654円及びうち23万5781円に対する平成28年2月18日から支払済みまで年36%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、次の1のとおり、訴外日新信販株式会社（以下「訴外日新信販」という。）と被告との間の金銭消費貸借契約に基づき、被告に対して金員を貸し付けた訴外日新信販の債権を承継した原告が、平成28年2月17日時点における残元金23万5781円、確定遅延損害金241万6873円及び残元金23万5781円に対する同月18日から支払済みまで利息制限法（平成11年法律第155号による改正前のもの）所定の制限利率である年36%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 争いのない事実等（証拠（甲1、甲2及び甲4）及び弁論の全趣旨により、容易に認められる事実を含む。）

(1) 訴外日新信販は、昭和58年1月20日、被告との間で、次のとおり、金銭消費貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結し、同日、被告に対し、40万円を貸し付けた（以下「本件貸金債権」という。）。

ア 利息及び遅延損害金の利率

1万円につき1日当たり19円（年69.35%）の割合

イ 分割金の返済期日

毎月18日

ウ 特約

上記イの返済期日に、元金又は利息の支払を怠ったときは、期限の利益を失う。

(2) 訴外日新信販は、平成17年7月1日、会社分割し、NS信販株式会社（同日付で、日新信販株式会社に商号変更し、その後、原告名であるNISSIN株式会社に商号変更した。）が訴外日新信販の被告に対する本件貸金債権を承継した。

(3) 被告は、昭和58年2月19日から平成28年2月17日までの間、別紙計算書の「日付」欄記載の各年月日に、訴外日新信販及び原告に対して「入金額」欄記載の各金額を弁済した。

なお、被告は、平成元年12月26日、訴外日新信販に対して1万円を弁済した後、平成18年5月26日、原告に対して2500円を弁済した（平成元年12月27日から平成18年5月25日までの間、訴外日新信販及び原告と、被告との間で、金銭消費貸借取引は行われなかった。同取引が行われなかった上記期間を、以下「空白期間」という。）。

2 争点

(1) 本件契約が公序良俗（民法90条）に反するか否か

- (2) 上記(1)で否定された場合において、時効完成後に弁済を続けた被告が、原告に対して消滅時効（商事消滅時効5年）を援用することが信義則上許されるか

第3 争点に対する判断

1 争点(1)について

金銭消費貸借契約が暴利行為として公序良俗に反するというためには、貸付けを行う者が相手方の無思慮、窮迫等に乗じて過大な利益を取得するような場合でなければならないものと解される。

これを本件契約についてみると、利息及び遅延損害金の利率は、年69.35%であって、利息制限法に違反する極めて高い利率であるものの、いわゆる出資法には違反していなかったこと、本件全証拠に照らしても、訴外日新信販が被告に対して貸付けを行うに際し、被告の無思慮、窮迫等に乗じたものと認めるに足る具体的事情は見当たらない。

よって、本件契約は、公序良俗に反しないので、有効である。

2 争点(2)について

- (1) 債務の一部弁済は、債務の承認（民法147条3号）に当たるところ、本件貸金債権の消滅時効期間は5年であるから、遅くとも、被告が主張するところ、空白期間の最初の返済期日が平成2年1月19日であることからすると、平成7年1月19日の経過により、時効が完成したものといえる。

- (2) 債務者が、自己の負担する債務について時効が完成した後に、債権者に対し債務の承認をした以上、時効完成の事実を知らなかったときでも、その後その債務について時効の援用をすることは許されないと解するのが、信義則に照らし、相当である（最高裁昭和37年(オ)第1316号同41年4月20日大法廷判決・民集20巻4号702頁参照）。そもそも信義則に反するかどうかの判断は、個々の事案において認められる具体的事情を総合的に考慮してなされるべきものであるから、上記最高裁判決は、債務者が時効完成後に

債権者に対し債務の承認をした場合においても、一律に、時効の援用が信義則に反し許されないとするものではなく、具体的事情によっては、時効の援用が信義則上許される場合もあり得ることをあえて否定するものではないと解することができる。

- (3) これを本件についてみると、被告は、約16年5か月の空白期間を経た後、平成18年5月26日から平成28年2月17日までの約9年9か月の間、40回にわたり、500円ないし5000円を原告に対して弁済し続けたことが認められる（甲4）。

しかしながら、平成18年5月26日に弁済を再開する際には、これ以前に、約16年5か月という長期に及ぶ空白期間があったこと、原告の従業員が被告の自宅に出向いてきて、被告に対して大声で債務の返済を迫ったこと、さらに、被告から勤務先を聞き出した原告の従業員は、被告の勤務先にまで、頻繁に、返済を迫る電話をかけていたことが認められる（乙2及び弁論の全趣旨）。また、この時点においても、原告の従業員は、残元金に約定の年6.35%の割合による利息及び遅延損害金を加えた金額を残債務額として、被告に対して返済を迫っていたことが推認される。

これを前提にすると、勤務先に迷惑が及ぶことを恐れた被告としては、原告の従業員による厳しい取立てを何とか回避しようとして、たとえ少額であっても弁済しなければならないと追い込まれるに至ったことには無理からぬものがあり、さらに、被告は、原告に対する弁済を継続しなければ、今後どのような取立てを受けるのか不安になるなどして、やむを得ず少額の金員を弁済し続けたものということができる。

すなわち、約16年5か月振りに再開した原告の従業員による取立ては、被告の時効制度に関する法律知識が疎いことに乗じて、被告が勤務先に迷惑が及ぶことを恐れるあまり、少額の金員であっても、早急に弁済を再開し、さらに、弁済を続けていかなければならないといったような心理状態に追い

込み、あらかじめ、被告からの時効の援用権を阻止する意図をもって行われたものといえる。

- (4) 上記(3)を踏まえると、被告が時効完成後に弁済を続けたことは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為とまでは言えないから、原告に対して時効を援用することは必ずしも信義則に反しない。そして、このような場合、時効制度がある以上、時効の援用権は債務者である被告の既得権であるとも言えるから、その意思に反してこれを奪うことは相当ではない。

よって、被告による消滅時効の援用は、信義則上許されるものというべきである。

- (5) そうすると、前記第2の1(1)ウの特約により、被告が期限の利益を失うのか否か、仮に期限の利益を失うとした場合には、いつの時点で期限の利益を失ったのかなどについて判断するまでもなく、本件貸金債権は、時効により消滅したことになる。

- 3 以上によれば、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡簡易裁判所

裁判官

末 廣 元 保

日付	貸付金	入金額	日数	年率	年	利息・損害金	不足金	元金充当額	残元金
昭和58年1月20日	400,000						0		400,000
昭和58年2月18日		0	29	18.000%	365	5,720	5,720	0	400,000
昭和58年2月19日		34,671	1	36.000%	365	394	0	28,557	371,443
昭和58年3月18日		31,051	27	36.000%	365	9,891	0	21,170	350,273
昭和58年5月13日		5,000	56	36.000%	365	19,346	14,346	0	350,273
昭和58年5月17日		30,000	4	36.000%	365	1,381	0	14,273	336,000
昭和58年6月14日		10,000	28	36.000%	365	9,279	0	721	335,279
昭和58年7月6日		10,000	22	36.000%	365	7,275	0	2,725	332,554
昭和58年8月20日		10,000	45	36.000%	365	14,759	4,759	0	332,554
昭和58年8月23日		10,000	3	36.000%	365	983	0	4,258	328,296
昭和58年8月29日		5,000	6	36.000%	365	1,942	0	3,058	325,238
昭和58年8月31日		5,000	2	36.000%	365	641	0	4,359	320,879
昭和58年9月19日		3,000	19	36.000%	365	6,013	3,013	0	320,879
昭和58年9月20日		3,000	1	36.000%	365	316	329	0	320,879
昭和58年9月22日		10,000	2	36.000%	365	632	0	9,039	311,840
昭和58年9月27日		5,000	5	36.000%	365	1,537	0	3,463	308,377
昭和58年9月28日		3,000	1	36.000%	365	304	0	2,696	305,681
昭和58年10月13日		5,000	15	36.000%	365	4,522	0	478	305,203
昭和58年10月19日		3,000	6	36.000%	365	1,806	0	1,194	304,009
昭和58年10月22日		5,000	3	36.000%	365	899	0	4,101	299,908
昭和58年10月24日		5,000	2	36.000%	365	591	0	4,409	295,499
昭和58年10月29日		5,000	5	36.000%	365	1,457	0	3,543	291,956
昭和58年11月10日		5,000	12	36.000%	365	3,455	0	1,545	290,411
昭和58年11月14日		5,000	4	36.000%	365	1,145	0	3,855	286,556
昭和58年11月15日		3,000	1	36.000%	365	282	0	2,718	283,838
昭和58年11月16日		5,000	1	36.000%	365	279	0	4,721	279,117
昭和58年11月19日		2,000	3	36.000%	365	825	0	1,175	277,942
昭和58年11月24日		5,000	5	36.000%	365	1,370	0	3,630	274,312
昭和58年12月10日		5,000	16	36.000%	365	4,328	0	672	273,640
昭和58年12月19日		4,000	9	36.000%	365	2,429	0	1,571	272,069
昭和58年12月31日		0	12	36.000%	365	3,220	3,220	0	272,069
昭和59年1月11日		5,000	11	36.000%	366	2,943	1,163	0	272,069
昭和59年2月27日		10,000	47	36.000%	366	12,577	3,740	0	272,069
昭和59年3月12日		5,000	14	36.000%	366	3,746	2,486	0	272,069
昭和59年3月16日		2,000	4	36.000%	366	1,070	1,556	0	272,069
昭和59年3月29日		3,000	13	36.000%	366	3,478	2,034	0	272,069
昭和59年4月7日		3,000	9	36.000%	366	2,408	1,442	0	272,069
昭和59年4月19日		5,000	12	36.000%	366	3,211	0	347	271,722
昭和59年4月27日		2,000	8	36.000%	366	2,138	138	0	271,722
昭和59年4月28日		10,000	1	36.000%	366	267	0	9,595	262,127
昭和59年5月10日		5,000	12	36.000%	366	3,093	0	1,907	260,220
昭和59年5月16日		3,000	6	36.000%	366	1,535	0	1,465	258,755
昭和59年5月26日		3,000	10	36.000%	366	2,545	0	455	258,300
昭和59年5月28日		5,000	2	36.000%	366	508	0	4,492	253,808
昭和59年5月31日		3,000	3	36.000%	366	748	0	2,252	251,556
昭和59年6月6日		5,000	6	36.000%	366	1,484	0	3,516	248,040
昭和59年6月8日		3,000	2	36.000%	366	487	0	2,513	245,527
昭和59年6月25日		5,000	17	36.000%	366	4,105	0	895	244,632
昭和59年7月14日		2,500	19	36.000%	366	4,571	2,071	0	244,632
昭和59年7月26日		3,000	12	36.000%	366	2,887	1,958	0	244,632

日付	貸付金	入金額	日数	年率	年	利息・損害金	不足金	元金充当額	残元金
昭和59年7月27日		3,000	1	36.000%	366	240	0	802	243,830
昭和59年8月27日		2,000	31	36.000%	366	7,434	5,434	0	243,830
昭和59年8月29日		5,000	2	36.000%	366	479	913	0	243,830
昭和59年9月6日		10,000	8	36.000%	366	1,918	0	7,169	236,661
昭和59年9月26日		3,000	20	36.000%	366	4,655	1,655	0	236,661
昭和59年9月28日		3,000	2	36.000%	366	465	0	880	235,781
昭和59年12月31日		0	94	36.000%	366	21,800	21,800	0	235,781
昭和60年10月15日		5,000	288	36.000%	365	66,974	83,774	0	235,781
昭和60年10月22日		2,500	7	36.000%	365	1,627	82,901	0	235,781
昭和60年10月26日		1,500	4	36.000%	365	930	82,331	0	235,781
昭和60年11月6日		2,000	11	36.000%	365	2,558	82,889	0	235,781
昭和60年11月13日		1,500	7	36.000%	365	1,627	83,016	0	235,781
昭和60年11月26日		2,000	13	36.000%	365	3,023	84,039	0	235,781
昭和60年12月14日		1,500	18	36.000%	365	4,185	86,724	0	235,781
昭和60年12月23日		1,500	9	36.000%	365	2,092	87,316	0	235,781
昭和61年1月9日		1,500	17	36.000%	365	3,953	89,769	0	235,781
昭和61年1月20日		2,000	11	36.000%	365	2,558	90,327	0	235,781
昭和61年2月10日		2,000	21	36.000%	365	4,883	93,210	0	235,781
昭和61年3月27日		1,000	45	36.000%	365	10,464	102,674	0	235,781
昭和61年4月15日		15,000	19	36.000%	365	4,418	92,092	0	235,781
昭和61年4月30日		1,000	15	36.000%	365	3,488	94,580	0	235,781
昭和61年5月9日		1,000	9	36.000%	365	2,092	95,672	0	235,781
昭和61年5月19日		1,000	10	36.000%	365	2,325	96,997	0	235,781
*昭和61年6月11日		1,000	23	36.000%	365	5,348	101,345	0	235,781
*昭和61年7月29日		1,000	48	36.000%	365	11,162	111,507	0	235,781
*昭和61年8月26日		1,000	28	36.000%	365	6,511	117,018	0	235,781
昭和61年9月5日		1,000	10	36.000%	365	2,325	118,343	0	235,781
昭和61年9月29日		1,000	24	36.000%	365	5,581	122,924	0	235,781
昭和61年10月15日		1,000	16	36.000%	365	3,720	125,644	0	235,781
昭和61年10月27日		1,000	12	36.000%	365	2,790	127,434	0	235,781
昭和61年11月10日		1,000	14	36.000%	365	3,255	129,689	0	235,781
昭和61年11月25日		1,000	15	36.000%	365	3,488	132,177	0	235,781
昭和62年2月18日		1,000	85	36.000%	365	19,766	150,943	0	235,781
昭和62年3月20日		1,000	30	36.000%	365	6,976	156,919	0	235,781
昭和62年5月6日		5,000	47	36.000%	365	10,929	162,848	0	235,781
昭和62年6月20日		1,500	45	36.000%	365	10,464	171,812	0	235,781
昭和62年6月30日		2,500	10	36.000%	365	2,325	171,637	0	235,781
昭和62年7月16日		1,500	16	36.000%	365	3,720	173,857	0	235,781
昭和62年7月29日		1,500	13	36.000%	365	3,023	175,380	0	235,781
昭和62年8月25日		5,000	27	36.000%	365	6,278	176,658	0	235,781
昭和62年9月8日		2,500	14	36.000%	365	3,255	177,413	0	235,781
昭和62年9月21日		1,500	13	36.000%	365	3,023	178,936	0	235,781
昭和62年9月29日		2,000	8	36.000%	365	1,860	178,796	0	235,781
昭和62年10月6日		1,500	7	36.000%	365	1,627	178,923	0	235,781
昭和62年10月14日		1,000	8	36.000%	365	1,860	179,783	0	235,781
昭和62年10月19日		1,000	5	36.000%	365	1,162	179,945	0	235,781
昭和62年10月27日		1,000	8	36.000%	365	1,860	180,805	0	235,781
昭和62年11月6日		1,000	10	36.000%	365	2,325	182,130	0	235,781
昭和62年11月9日		1,000	3	36.000%	365	697	181,827	0	235,781
昭和62年11月12日		1,000	3	36.000%	365	697	181,524	0	235,781

日付	貸付金	入金額	日数	年率	年	利息・損害金	不足金	元金充当額	残元金
昭和62年11月24日		1,000	12	36.000%	365	2,790	183,314	0	235,781
昭和62年12月7日		1,000	13	36.000%	365	3,023	185,337	0	235,781
昭和62年12月10日		1,000	3	36.000%	365	697	185,034	0	235,781
昭和62年12月15日		1,000	5	36.000%	365	1,162	185,196	0	235,781
昭和62年12月18日		1,000	3	36.000%	365	697	184,893	0	235,781
昭和62年12月21日		1,000	3	36.000%	365	697	184,590	0	235,781
昭和62年12月26日		1,000	5	36.000%	365	1,162	184,752	0	235,781
昭和62年12月31日		0	5	36.000%	365	1,162	185,914	0	235,781
昭和63年1月7日		1,000	7	36.000%	366	1,623	186,537	0	235,781
昭和63年1月14日		1,000	7	36.000%	366	1,623	187,160	0	235,781
昭和63年1月26日		1,000	12	36.000%	366	2,782	188,942	0	235,781
昭和63年2月4日		1,000	9	36.000%	366	2,087	190,029	0	235,781
昭和63年2月9日		1,000	5	36.000%	366	1,159	190,188	0	235,781
昭和63年2月10日		1,500	1	36.000%	366	231	188,919	0	235,781
昭和63年2月15日		1,300	5	36.000%	366	1,159	188,778	0	235,781
昭和63年2月19日		1,500	4	36.000%	366	927	188,205	0	235,781
昭和63年2月22日		1,500	3	36.000%	366	695	187,400	0	235,781
昭和63年2月27日		1,500	5	36.000%	366	1,159	187,059	0	235,781
昭和63年3月9日		1,500	11	36.000%	366	2,551	188,110	0	235,781
昭和63年3月18日		2,500	9	36.000%	366	2,087	187,697	0	235,781
昭和63年3月26日		1,000	8	36.000%	366	1,855	188,552	0	235,781
昭和63年3月31日		3,000	5	36.000%	366	1,159	186,711	0	235,781
昭和63年4月12日		1,500	12	36.000%	366	2,782	187,993	0	235,781
昭和63年4月15日		2,000	3	36.000%	366	695	186,688	0	235,781
昭和63年4月28日		2,500	13	36.000%	366	3,014	187,202	0	235,781
昭和63年5月9日		1,500	11	36.000%	366	2,551	188,253	0	235,781
昭和63年5月17日		1,500	8	36.000%	366	1,855	188,608	0	235,781
昭和63年5月30日		3,000	13	36.000%	366	3,014	188,622	0	235,781
昭和63年5月31日		1,500	1	36.000%	366	231	187,353	0	235,781
昭和63年6月11日		1,000	11	36.000%	366	2,551	188,904	0	235,781
昭和63年7月19日		2,500	38	36.000%	366	8,812	195,216	0	235,781
昭和63年7月27日		1,500	8	36.000%	366	1,855	195,571	0	235,781
昭和63年8月23日		1,500	27	36.000%	366	6,261	200,332	0	235,781
昭和63年9月16日		1,500	24	36.000%	366	5,565	204,397	0	235,781
昭和63年9月29日		1,500	13	36.000%	366	3,014	205,911	0	235,781
昭和63年10月25日		1,500	26	36.000%	366	6,029	210,440	0	235,781
昭和63年11月25日		1,500	31	36.000%	366	7,189	216,129	0	235,781
昭和63年12月28日		2,500	33	36.000%	366	7,653	221,282	0	235,781
昭和63年12月31日		0	3	36.000%	366	695	221,977	0	235,781
平成1年1月30日		2,500	30	36.000%	365	6,976	226,453	0	235,781
平成1年3月29日		5,000	58	36.000%	365	13,487	234,940	0	235,781
平成1年12月26日		10,000	272	36.000%	365	63,253	288,193	0	235,781
平成3年12月31日		0	735	36.000%	365	170,925	459,118	0	235,781
平成4年12月31日		0	366	36.000%	366	84,881	543,999	0	235,781
平成7年12月31日		0	1,095	36.000%	365	254,643	798,642	0	235,781
平成8年12月31日		0	366	36.000%	366	84,881	883,523	0	235,781
平成11年12月31日		0	1,095	36.000%	365	254,643	1,138,166	0	235,781
平成12年12月31日		0	366	36.000%	366	84,881	1,223,047	0	235,781
平成15年12月31日		0	1,095	36.000%	365	254,643	1,477,690	0	235,781
平成16年12月31日		0	366	36.000%	366	84,881	1,562,571	0	235,781

日付	貸付金	入金額	日数	年率	年	利息・損害金	不足金	元金充当額	残元金
平成18年5月26日		2,500	511	36.000%	365	118,833	1,678,904	0	235,781
平成18年6月29日		2,500	34	36.000%	365	7,906	1,684,310	0	235,781
平成18年7月28日		2,500	29	36.000%	365	6,743	1,688,553	0	235,781
平成18年8月28日		2,500	31	36.000%	365	7,209	1,693,262	0	235,781
平成18年9月28日		2,500	31	36.000%	365	7,209	1,697,971	0	235,781
平成18年11月20日		2,500	53	36.000%	365	12,325	1,707,796	0	235,781
平成18年11月27日		2,500	7	36.000%	365	1,627	1,706,923	0	235,781
平成19年1月19日		5,000	53	36.000%	365	12,325	1,714,248	0	235,781
平成19年4月16日		5,000	87	36.000%	365	20,231	1,729,479	0	235,781
平成19年5月21日		2,500	35	36.000%	365	8,139	1,735,118	0	235,781
平成19年5月28日		5,000	7	36.000%	365	1,627	1,731,745	0	235,781
平成19年6月22日		2,500	25	36.000%	365	5,813	1,735,058	0	235,781
平成19年7月20日		2,500	28	36.000%	365	6,511	1,739,069	0	235,781
平成19年8月24日		2,500	35	36.000%	365	8,139	1,744,708	0	235,781
平成19年9月28日		2,500	35	36.000%	365	8,139	1,750,347	0	235,781
平成19年10月24日		2,500	26	36.000%	365	6,046	1,753,893	0	235,781
平成19年11月26日		2,500	33	36.000%	365	7,674	1,759,067	0	235,781
平成19年12月25日		2,500	29	36.000%	365	6,743	1,763,310	0	235,781
平成19年12月31日		0	6	36.000%	365	1,395	1,764,705	0	235,781
平成20年1月31日		2,500	31	36.000%	366	7,189	1,769,394	0	235,781
平成20年2月28日		2,500	28	36.000%	366	6,493	1,773,387	0	235,781
平成20年12月31日		0	307	36.000%	366	71,198	1,844,585	0	235,781
平成22年3月2日		2,000	426	36.000%	365	99,066	1,941,651	0	235,781
平成22年4月16日		1,500	45	36.000%	365	10,464	1,950,615	0	235,781
平成22年6月15日		2,500	60	36.000%	365	13,953	1,962,068	0	235,781
平成22年12月20日		1,500	188	36.000%	365	43,719	2,004,287	0	235,781
平成23年1月14日		1,500	25	36.000%	365	5,813	2,008,600	0	235,781
平成23年2月15日		1,500	32	36.000%	365	7,441	2,014,541	0	235,781
平成23年3月17日		1,500	30	36.000%	365	6,976	2,020,017	0	235,781
平成23年5月12日		1,500	56	36.000%	365	13,022	2,031,539	0	235,781
平成23年6月17日		1,500	36	36.000%	365	8,371	2,038,410	0	235,781
平成23年12月31日		0	197	36.000%	365	45,812	2,084,222	0	235,781
平成24年3月29日		1,000	89	36.000%	366	20,640	2,103,862	0	235,781
平成24年4月18日		1,500	20	36.000%	366	4,638	2,107,000	0	235,781
平成24年5月23日		1,500	35	36.000%	366	8,117	2,113,617	0	235,781
平成24年7月5日		1,500	43	36.000%	366	9,972	2,122,089	0	235,781
平成24年8月16日		1,500	42	36.000%	366	9,740	2,130,329	0	235,781
平成24年12月31日		0	137	36.000%	366	31,772	2,162,101	0	235,781
平成26年7月3日		2,500	549	36.000%	365	127,670	2,287,271	0	235,781
平成26年8月25日		2,500	53	36.000%	365	12,325	2,297,096	0	235,781
平成26年10月22日		1,500	58	36.000%	365	13,487	2,309,083	0	235,781
平成27年6月17日		2,500	238	36.000%	365	55,347	2,361,930	0	235,781
平成27年12月29日		1,500	195	36.000%	365	45,347	2,405,777	0	235,781
平成27年12月31日		0	2	36.000%	365	465	2,406,242	0	235,781
平成28年2月17日		500	48	36.000%	366	11,131	2,416,873	0	235,781

これは正本である。

平成29年7月18日

福岡簡易裁判所

裁判所書記官 隈元章夫

